

苦情対応について

若竹保育園では、園で起きる出来事に対し、「子どもの育ちを中心に考えながら、より良い保育を目指す」ことを基本にして問題を解決していきたいと考えています。

◆苦情解決の方法

苦情は、面接・電話・書面等により苦情受付担当者が随時受け付けています。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

◆苦情処理の体制

責 任 者	渡邊 由美子	(園 長)
受付担当者	荒武 美保	(主 任)
第三者委員	原田 直子	(弁護士)
	石川 久美子	(評議員)

苦情報告

◆2022年度

①地域の方より

送迎時の自転車のマナーについてご意見を頂きました。

園内掲示とメール配信にて自転車の通行ルール、走行時のマナーについて、周知し、個別に対応を行いました。